

売薬家記帳心得 右尾

(奥付)

明治二十年三月三日御届  
全 年六月十五日出版

(定価八銭)

編集兼出版人 大阪府平民  
高橋直吉

発行 聚珍社

大和国宇智郡須惠村  
六十九番地  
大和五條北之町  
四百八拾三番地

(裏表紙広告)  
聚珍社発売  
売薬家諸帳簿用紙  
請願文紙類

不残

野紙類

諸印紙  
貼用規則類聚

(定価五銭)

種々

牛乳搾取発売

諸名家売薬

大取次

活版印刷

木版印刷

諸新聞雑誌

諸印紙類

染粉製造

売薬部外

大取次

売捌

色々

### 一八 安田家文書

(安田安治郎氏蔵)

一 売薬得意帳面売買証文

明治五年

#### 売薬得意帳面売付之事

一 売薬弘メ場所

大和・伊賀・河内・和泉・大坂・  
山城・丹波・江州・尾張・伊勢・  
当國之内  
鳥羽領拾七ヶ村相除候

一 小道具不残相添

(決)

右之帳面売場結算式文五毛ニ売付申処実正ニ御座候、

但シ此中家中之分売レ高式歩引ノ約定仕候、結算金高

九百両也、只今為手付ト金子五拾両慥ニ請取申候、給

金之内四百両ハ来ル五月節句ニ受取、残り四百五拾両

ハ当八月十五日ニ請取申約速<sup>(東)</sup>ニ御座候、其節此書付本証文ト取替帳面不殘相渡シ可申候、為後日之売付一札仍而如件

明治五年 申三月

葛上郡御所町譲り主  
木村 九平 ㊟  
同 郡同 町仲人  
関岡伊三郎 ㊟  
高市郡藤井村世話人  
新宮 庄平

高市郡藤井村

安田 善平殿

ニ 売薬弘め場所取りきめ証文

明治五年

為取替申書付之事

一 売薬弘め場所 大和 河内 大坂 丹波 山城 近

江 伊賀 伊勢 尾張

此内勢州ニ而鳥羽領十七ヶ村相除キ

2 古文書

右之帳面ニ諸道具前渡シ置候書付通り相添、売場高式文<sup>(マ、)</sup>  
五毛ニ譲リ渡シ、此内家中之分式歩引ニ致シ、総金高九百兩ト相定メ、内金四百五拾兩請取東廻リ帳面相渡シ候

処、当夏貴殿方相廻リ被成候中、たらにすけ得意之義外

ヨリ賃迫リ致シ候ニ付、不都合之由被申、此分返皆ニ相

成受取約速相違無御座候外、得意之義茂小々悪敷哉ニ被

申候故、是又三拾兩減シ可申候、残り帳面取引結算勘定

之義ハ来ル十月廿日ト相定メ、日限無相違相互ニ正路ニ

取引可致約定ニ御座候、為後書付仍而如件

明治五年 申九月廿一日

葛上郡御所町譲り主  
木村 九平 ㊟  
同 郡同 町仲人  
関岡伊三郎 ㊟  
高市郡藤井村仲人  
新宮 庄平

高市郡藤井村

安田 善平殿

一九 倉谷家文書

(倉谷高三氏蔵)

一 民間薬・民間療法

弘化四年

目の洗薬

一 クコの根 一 キワダ 一 ハコベ 一 ハツカ

一ケイカイ 一セキシヨウ根 一菊花

一カウ花

右の通せんじ、目の内そとをヨキカンにしてさいさい  
洗うべし、皆とうぶんして用うべし

産後血道の妙薬

五月五日節句艾を取り、一夜つゆを取り、夫より日に  
ほしモグサにもみ、右もみ候時下へ落ち候皮をふるい  
に掛け候粉を呑み候えば宜敷候、さ湯にて用ひ候てよ  
し、猶亦右粉を生れ子にのませば、虫おこらず妙也

あかぎれ膏薬

はこべ草の汁を取置き、夫れへ□き□の葉にだし、或  
は松やねか杉やねか、右三品たきつめ膏薬に成る、き  
みよう也

焼どの薬

柿のしぶ、紺屋のあい、妙薬也

ハビにくわれし時妙薬

悪血をハバリにて出し、口どへキセルのヤネを付け、  
其のぐるりへ梅干のたねをぬき実を能すり付け、其上

へ紙をはり置候へば、キミヨウ也、  
此通付け申す

べき事

シユモツチリ薬妙薬

シユウロ□ふけとつばぎの葉、二品黒焼にして□しの  
りへ酢を加え、右黒焼をねり付け置候へば、チル事氣

妙也

クワ克蘭ヲコリし時妙薬

酢を少し火にてあたため、手拭を折りヘソの上へ敷  
き、右酢をかけ候えば、せつじ致候ても引起す事キミ

ヨウ也

虫ばのまじない

口の形チを書き、夫れへは<sup>(歯)上</sup>を三拾六枚<sup>下</sup>に書置き、人  
の虫ばいたみ候は、奥よりなんまいめ<sup>(歯)</sup>のはいたみ候か  
聞き、三枚目ならば三枚めのはを、かな釘を右絵<sup>(歯)</sup>書  
き候はへ打込み置き候えば、きみよう<sup>(歯)</sup>にいたみとまる  
也

眼病の時まじない

奥山ノヒノキサワラノアラメイ、タヤかう人アラバ、

ウリヤ申さん、養葉指之間桃木枝二つ枝目ニ灸ヲ三ヒ  
スベシ

やけどのまじない

さるさわの池の大じやに加火にとび入る、はこねの山  
をあしでまじのう、アビラウンケンソワカ

大虫のまじない

四方鬼を書き（鬼 鬼 鬼）柱に釘で打付け、中鬼のうらに

虫という字をかき、虫ならばのりやうつれや、此わし  
に、ふどうのほんにし、のうまくさまんだ、アビラウ

ンケンソワカ

魚の骨立時、天目に水入れ、是を事のむ也、同まじない

卯ノ鳥ノハガイノ上ニハサミヲク、ホネハキイタスア  
ランケン

## 二〇 前川家文書

（前川正次氏蔵）

一 売薬得意帳面の売り渡し証文

明治八年

売薬弘メ得意帳面売渡証券

売上ケ金高年々ケ渡廻り金六拾五円受合

一 売弘メ場所

（大和伊賀越ノ宇陀初瀬谷芝村柳本  
丹波市龜田田原本八木辺迄  
帳面敷拾冊得意数千三百軒余）

此代金百拾円也

右者今般租税金ニ差詰り申候ニ付無抛其元殿へ売渡し右  
之金円正ニ受取租税上納皆済仕候処実正也、然ル上者其  
元殿江名前切替御勝手ニ御支配被成下候、尤前書之通り  
売渡し申候得意ニ付親類ハ不及申他々聊故障之無御座  
候、万一申者有之候節者左之引受人罷出急度始末仕聊御  
苦勞相掛ケ申間敷候、且亦売渡申候得意場所へ同商売ハ  
勿論他之商法為りとも立入其元殿御差支之儀者決而仕間  
敷候、若心得違有之候歟、且ハ得意中ニおゐて不実之儀  
有之候歟、御受合申候、取揚ゲ金円相違有之候節者売渡  
し申候代金割合ヲ以利付無連滞御返金可仕候者勿論其元  
殿々如何様之御取計御差図次第被成下候ニも其節一言之  
申分無御座候、為後日売薬弘メ得意売渡し証券仍而如件

売渡し主

明治八乙亥年四月三日

第五大区第十八小区田井之庄村  
米田宗三郎 ㊞

親類(総) 引受人同村

植田 藤平 ㊟

口入第五大区十九小区観音寺村

鍵谷 林平 ㊟

同大区同小区子嶋村

川北 八平 ㊟

同大区十九小区子嶋村  
前川文三郎 殿

### 二 売薬帳面売り渡し証文

明治九年

#### 売薬帳面売渡証券之事

一 売弘場所 撰州小浜名塩中山辺得意戸数凡千百五拾軒但し帳数五冊

此取揚金年式ケ度金七拾円取揚受合

此代金百拾五円ニて売渡し可申候

内七分金八拾円五拾銭御渡し被下追々受取可申

候也

差引金三拾四円五拾銭之儀者当子十一月三十日限り

御渡し可被下等約定

一 右者今般明治八亥年租税金差詰り申候ニ付売薬弘メ帳

面右之約定ニて其許とのへ売渡し則租税上納皆済可仕

候処実正也、然ル上者其許殿御名前切替御勝手御支配

可被成候、然ル処右得意帳面ニ付親類者不及申他方聊

故障毛頭無御座候、万一有之候節者左之加判人罷出急

度埒明少しも御苦勞相掛ケ申間敷候、尤売薬弘場所同

商売ハ勿論他商売ニても立入貴殿江御差支ケ間敷儀聊

仕間敷候、且又前書取揚金受合相違有之候ハ、右残金

ニて差引御渡し可被下候者勿論且ハ得意戸数中ニ不実

之廉有之候節者其元殿如何様之御取計御差留次第可仕

候、其節一言之申分無御座候、為後証売薬帳面売渡し

申証券 仍如件

明治九年 子 七月七日

売薬帳面売渡し主

第五大区十八小区田井庄村

植田藤平 ㊟

引受人

同大区同小区同村

米田惣三郎 ㊟

(五大)

口入同第 区十九小区下子嶋村

河北 八平 ㊟

同第 区拾九小区下子嶋村  
前川文三郎 殿

### 三 売薬得意帳面の買い受け証文

明治十二年

売薬得意帳面買受約定証之事

一 凡戸数千軒計リ余但シ撰州小浜ヨリ名塩辺マテ

此揚リ之無決算兩度揚リ高

金百円揚リ受合ト相定メ

此代金百弍拾円也

内金拾円約定金トシテ相渡シ

又金八拾六円者中金共八割金之都合トシテ

来ル明治十三年一月廿二日ヨリ四五日双方合廻リ

致候上ニテ相渡可申約定ニ御座候

残テ金弍拾四円也

此二割残リ金者惣得意廻リ上ケ之砌相渡定メ

右者其許殿御所持(虫損)□□等得意帳面私方へ買受候、約定相

違無御座□□上者老ヶ所□□五拾円也、取揚リ候ハ、速

ニ皆金相済□□五拾円を内揚リ候時者其合割を以引

□□可事定ニ取極仕候、為後日之約定証書依而如件

明治十二年十二月十九日

越中国新川郡法剛寺家町  
買主嶋川 茂七  
大阪北久太郎町老丁目  
仲人竹内 順助

大和国高市郡土佐町

前川文三郎殿持主

代理同郡戸毛村

花沢弥平 殿

三 錢谷家文書

(錢谷高三氏蔵)

一 陀羅尼助等売り渡し証文

明治十四年

売渡申証文之事

陀羅尼助売捌家督不残

并ニ大谷新太郎名前ト帳面不残売渡し候也

右者今般私シ共売捌候、諸国督得不残貴殿ト相对之上代

価金弍拾五円ト相定メ則此金正ニ受取売渡し申処確實

也、然ル上者、貴殿永々御勝手ニ御支配被成候、若其外

方ヨリ妨申もの出来候ハ、本人者申不及連印之者何方迄

罷出急度埒明取貴殿江聊御損難相掛ケ申間敷尤後日ニ至

リ銘々家名ニテ別添有之様子申陀羅尼助□及来客江売捌

之事決而致し間敷候、万一右□之儀御座候者貴殿如何様

之儀被成下候共一言之苦情申問敷候、為後日陀羅尼助売  
督得証文依而如件

明治十四年巳七月式日

右督得売主

大谷菊治郎 ⑩

親類判人

新子勘右衛門 ⑩

保証人

小西武郎 ⑩

当村

大谷庄太郎 殿

二 陀羅尼助等売り渡し証文

明治十五年

売渡し証文

一 陀羅尼助売捌不残

大谷新太郎分

一 城州葛野郡千代原村川嶋村

一 城州紀伊郡伏見明治組半通り

代価四十五円也

右之得意今般相对ヲ以て貴君ニ正ニ売渡し申処実正也、

尤も右得意ニ付妨害申者出来候ハ者本人不抱左之保証人  
ヨリ速ニ明埒貴君へハ聊御極難相懸分申問敷候、為後日  
如件ニ候也

明治十五年四月五日

売主大谷庄太郎 ⑩

保証人

小西福松

西浦庄太郎 殿

三 陀羅尼助店売り渡し証文

明治十六年

陀羅尼助店売渡し証券

持主

一 陀羅尼助老ヶ所

西浦庄太郎

代金四拾三円也

最モ今手付金トシテ廿式円受取也

残金廿壹円ハ来ル旧六月十五日限り定メ

右之店、先年当村大谷庄太郎方ヨリ買収仕是迄持有ル  
処、今般都合ニヨリテ前書代金ニテ貴殿方エ売渡し申  
実正也、最モ該店得意サキノ客人ニハ拙者孫子ニ経ル迄  
差間イタシ間舖、仍之該店連署ヲ以テ売渡し如件

明治十六年 未 六月十日

錢谷伊之吉 殿

右売渡し主

西浦庄太郎

㊦

右保証人

鳥谷□□泰

四 陀羅尼助客売り渡し証文

明治十七年

来客売渡し証券

一大坂天満山杉講中不残

先立

此代金壹円也

右之御客様ハ昔ヨリ下拙方ノ陀羅尼助売捌其他土産物等ノ売物之得分今度貴殿ト相對ヲ以テ前書記載之金円ニテ売渡し申候処実正也、則チ直金正ニ受取居候上者貴殿之御得居出来候得者本人ハ勿論左之証判人ヨリ急度埒明仕<sup>(意)</sup>リ貴殿へハ聊も御損難一切相懸申間敷依而売渡し証券如件

右売渡し主

坂本 常吉

㊦

明治十七年一月十日

錢谷伊之吉 様

右保証人

住吉 善平

㊦

五 陀羅尼助客売り渡し証文

明治十八年

客売渡し証券

一 撰州勝間百億遍講中

一 同 同所勝山講中

一 同天王寺百億遍講中

一 同平野平岩講中

一 同灘□松組講中

一 山城西ノ岡ノ内川勝寺村不残

一 同 西ノ岡ノ内下桂村不残

一 同京三番日ノ丸講中

一 同京□□得講中

一 大坂南組福貴講中

一 拾組<sup>(同)</sup>

此売代金拾六円也



右之御客様大峰山参詣之節陀羅陀羅尼助外ニ品物土産ニ買入

分得意今度貴殿ト以相對ヲ前書記載之代金ニテ売渡し則

チ直金正ニ受取、然ル上ハ貴殿御勝手御売捌被下度候、

若此客人ニ付他方ヨリ故障聞者出来候得者、本人ハ勿論

左之連印之者埒明明ケ仕リ貴殿ヘハ聊も御損難相掛ケ申

間敷依而売渡し証券如件

明治十八年十一月一日

右来客売渡し主

錢谷 川□ ㊞

同

右保証人 辰蔵 ㊞

西村清五郎 ㊞

右同断 西浦 清六 ㊞

右同断 井口 岩吉

錢谷伊之吉 殿

六 陀羅尼助客売り渡し証文

明治十九年

来客換事証券

一 京都念仏日ノ丸講中不残

一 山城西ノ岡ノ内下津林村講中

一 全伏見富山講中不残

一 全伏見及ヒ深草村惣講中不残

ノ四組此代金六円也

右之御客株我等方得意たらに助及ヒ外ニ土産物売捌候処

今般貴殿ト以相對ヲ巻紙書入アル下拙支配ノ客人ト交換

致し以后勝手タルベキ若シ又右記載ノ客人ニ付他人ヨリ

故障申者出来候得者、本人ハ勿論左ノ保証人ヲ埒明致し

貴殿エハ聊御迷惑御損難相掛ケ申間敷依来客交換証連署

如件

明治十九年 戊 五月十日

右客換事主

西浦 清六 ㊞

右保証人 錢谷 辰蔵 ㊞

錢谷伊之吉 殿

三 売薬営業鑑札の更新願

(当麻寺中之坊蔵)

一 売薬営業鑑札書替願

売薬営業鑑札満期御書替願

明治十五年

大坂府下大和国葛下郡当麻村八十七番地付籍

中之坊住職

営業人 松村 実勝

「坤四〇巻」

一方名陀羅尼助

薬品分量

横柏 拾貳貫目 青木ノ葉 貳拾貫目

水 三石六斗

製法

右大釜ニ入レ二日間煎シ、其煎シ汁ヲ箔ニテ越シ中

ノ鍋ニ入レ又三日間煎シ候得ハ煉薬同様ニ成ル

用法

服量

大人ニハ一日貳匁ヲ貳三度湯ニテ呑ム、病重キハ一

日四匁ヲ三四度ニ呑ム

小児ニハ一日壹匁ヲ貳三度湯ニテ呑ム、病重キハ一

日貳匁ヲ三四度ニ呑ム

眼病用ヒ方

老分ヲ暖ナル茶ニテ解キ夜中兩三度眼中眼傍ヲ洗フ

小児用ヒ方前ニ同シ

腫物ヤケド等ノ用法

壹匁ヲ暖ナル茶ニテ解キ一日ニ五六度付ル

小児用ヒ方前 同シ

牛馬ノ病ニハ一度分五匁ヲ味噌汁ニテ用ユ

主治功能

一癩ツカヘ 一服痛 一ヤニ目 一カスミ目

一腫物 一毒虫ハレ 一ヤケド 一切疵

一牛馬ノ病

右ハ明治十年四月三十日御検査済鑑札御下渡営業仕候

処、来ル三月満期相成猶引続キ営業仕度別紙鑑札壹枚

返納仕候間、御詮議ノ上御差支無之候ハ、御書替被下

度此段奉願候也

明治十五年二月廿七日

願人

松村 実勝 ⑩

衛生委員

榊田 良昇 ⑩

戸長

木下 栄吉 ⑩

〔後筆〕  
「書面願之趣聞届候事」

明治十五年三月三日 知事

大坂府知事 建野郷三 殿

### 三 満妙薬いろは歌（奉納絵馬）

（奈良県十津川村  
教育委員会蔵）

一 満妙薬いろは歌

明治二十二年

奉納金刀比羅大神 満妙薬以路波歌

願主 竹原麻雄

イ 池の魚に颯の付くを防ぐなら瓢箪を池の面に釣り置

く時は颯来ることなかるべし

ロ 勞瘵や氣鬱の症を治すなら榧の実とはこべの汁を煎

じ呑め

ハ 腹痛或は痢疾には芍薬の根を煎じ飲むも妙なり

ニ 鶏り或は豚を養育するに肥さんと思ふなら飲食の中

に炭の粉を少し加へ養育する中は不思議に肉は太るな

り

ホ 穂物の芒眼に入たる時は若荷の根の汁を絞り目に注

く時は即ち出るなり

へ 平生心悶のある人は蓮と蓬を煎じ呑め

ト 吐血にも血の降るにも茯苓香付子各一匁宛を飯の取

湯で呑むと妙なり

チ 血の道で種々悩む女には鹿の袋を黒焼で呑め

リ 痲病や志よかち痲氣寸白には鮎の黒焼を白湯にて呑

め

ヌ 塗物の漆臭きを除くには米洗汁を温く湧し少時の間

入れ置く時は臭は妙に止るなり

ル 瘰癧には田螺の殻共黒焼にして黄柏温鑑粉を醋に溶

解付ば妙に治なり

ヲ 瘡には薬り呪詛多けれど山葵を煎じ飲むも妙なり

ワ 脇臭には杏桃の皮に明礬加へ煎じ洗へば妙なり

カ 脚氣病を即治するには牛の角を削り煎じ呑むがよし

ヨ 癰疽にて悩む人阿らば蝶を熊の脂で練り付けて妙な

り

タ 痰咳を根切するには石菖胡桃桔梗煎じ呑むべし

レ 蓮花草には鶏の目を蒸し焼にして油で付ける五痔の

妙薬

ソ そげぬき薬を尋ねれば螳螂を摺り潰して貼付置けば  
奇妙に抜けるなり

ツ 頭痛上気で鼻のつまるには棗に甘草煎じ呑むべし

ネ 寝汗かき夢見驚き襲るには長芋ばかり喰がよし

ナ 月経 長血・白血には紅花に肉桂を加へ煎じ呑むが妙なり

ラ 蘭布の危害を防ぐなら石炭油一斗に黄柏の粉八匁混

交すれば火止油ともいふて危きに至らず

ム 鬮には青き山椒の実十粒をうちくだき紅絹を切つて

包みむしくいはにあてて柔く噛みしむれば疼は即座に

止るなり

ウ 打身の薬を尋れば麻萱の葉を茎共に能く干し黒焼に

して酒にて吞ますべし又唐芋を食すもよし

キ 犬に噛れたるに薬なき時は葱を搗爛かし付けるもよ

し又牛の糞を付けるも奇妙なり

ノ 喉の肉腫で頬に疼むには密柑の核を黒焼で呑め

オ 男女のこむらがへりを治療するなら男は陰囊女は両

の乳を引けば妙に治るなり

ク 挫身にも打身にも早速小麦の粉をば醋にて付くべし

ヤ 病目にも爛目にも明礬黄柏を煎じて洗へば妙なり

マ 蝮でも外の虫でもさされなば吊柿噛み潰して付くれ

ば妙なり

ケ 煙りにむせる人あらば早く顔を水にて洗ふべし

フ 船によぬ薬には半夏の粉をば湯煎して臍の中へ入

れ上を紙にて貼り置ときは如何なる沖の中にもよふ

ことなし又梅干を喰もよし

コ 小児の夜啼を止めるなら牽牛子の末を臍の中に塗り

置く時は不思儀に止るなり

エ 胞衣の降りざる時の薬には産婦に自己の髪の毛を口

に啣ませ嘔噎さするときは忽ち降るなり

テ 疔瘡の腫毒で死せんとすれば菊の葉を搗き上に付け

れば奇妙に治るなり 若し冬月葉なき時は根にてもよ

ろし

ア 垢切の予防には毎日或は隔日に手足を苦塩汁にて洗

へば奇妙に切れることなし

サ 産後の病の有無を問はずとも童更良酒を温服すべし

後百病生ぜず

キ 金瘡きんそうの疼いたみ或は血止に茶の葉或は甘草を噛み付ければ

不思議(議)に止まるなり

ユ 指腫疼ゆひはれたむには鮒ふなの乾かわきたるを細末にして白砂糖少し加

へ飯の糊のりにて交ぜ付くる

メ 眼瘡がんそう凝目及流行目の病には螳螂かまきりの陰乾かげぼしへ甘草を加へ

煎じて目を蒸すべし

ミ 味噌の味損じたるを直すなら生松の皮をはぎ味噌の

多少に依りて桶中へ押込置けば不思議(議)に味直るなり

シ 凍瘡しもやけにて難儀する人は山芋を山葵降やまびおろしにておろし擦すり

付くれば妙なり又生姜しょうがの煎汁にて洗もよし

エ (記載なし)

ヒ 疥癬ひげんにて悩む人阿あらば正月かざりの蝦えびを乾ほし置き煎

じて飲めばないこうはせし

モ 餅もちが小児の喉のどに塞ふさりて難儀するには急ぎ鶏とさかの鶏冠かの

血を取り一滴口に入れば即時とれるなり

セ 疝氣せんきにて陰囊いんのうの腫はれ痛むには南天の葉を煎じ温め

ば妙なり

ス 筋骨すじほねの痛には藤の根を煎じ一日に五六度飲む時は全

快するなり

付録

一 新なき鍋釜なべかまの鉄氣かねげを去るならば小豆を入れ煮るもよし

又青松の葉を入れるもよし

二 諸もろもろの毒にあたりたる時は急に藍あいの葉を搗つきしぼり多

く生汁を飲ますべし 若し葉なきときは紺色の衣服の

洗汁を吞ますべし

三 泉水の魚の病を治療なら菊の葉を摺りて生汁を吞ま

すべし又挽茶を口に入れば蘇生するなり

四 齒の病にて疼痛するには毎年節分に神様に供へし

柘ひいらぎの葉にて疼む齒をつつく時は即治するなり